

## 新しい保証制度のご案内

このたび、中小企業の皆様の資金調達手段の多様化に対応するために、新たな保証制度を創設いたしましたのでお知らせいたします。

新たに創設した保証制度の概略は、つぎのとおりです。

### ●流動資産担保融資保証制度(略称:「ABL保証制度」)

不動産担保や第三者保証人に依存しない保証の一環として推進してきました「売掛債権担保融資保証制度」を拡充し、これまでの売掛債権に加えて、商品・製品・原材料等の「棚卸資産(在庫)」を担保とすることができるように改正いたしました。

中小企業の皆様が有する流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保とした融資に対し保証を行うことにより、中小企業の皆様の資金調達の円滑化・多様化を図ることを目的としています。

○その他の主な改正点

- ・保証限度を1億円から2億円に引き上げました。
- ・根保証については当座貸越形式とし、エビデンスを確認することなく貸越をすることができるようになりました。
- ・返済専用口座の開設を不要といたしました。

### ●再挑戦支援保証(略称:「再チャレンジ保証」)

これまでの、創業者を支援する制度(創業関連保証・創業等関連保証)とは別に、事業を再開される方に特化した保証で、廃業の経験をされた方の再チャレンジ(再起業)を支援する保証制度です。

過去に経営状況の悪化により事業を廃止もしくは会社を解散した経験をされた方が、事業廃止または会社解散日から5年以内に再起業を行う際の資金調達を支援します。

### ●特定信用状関連保証制度(略称:「LC保証制度」)

海外子会社が事業資金を現地金融機関から調達する場合、国内親会社である中小企業者が現地金融機関に債務の支払いを保証する場合がありますが、当該保証債務に対して信用保証協会が保証を行うことにより海外子会社の資金調達を支援し、中小企業の皆様の事業の振興に資することを目的としています。

### ●事業再生保証制度(略称:「DIP」)

民事再生法や会社更生法を利用して事業再建に取り組む中小企業の皆様の資金調達の円滑化を支援する保証制度です。

### ●事業再生円滑化関連保証(略称:「プレDIP」)

私的整理手続きを実施する中小企業の皆様の事業再生計画の策定期間中に発生する運転資金の不足等に対応し、資金調達の円滑化を支援します。

【保証制度一覧】

保証制度名	流動資産担保融資保証制度	再挑戦支援保証	特定信用状関連保証
保証の対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります	過去に経営状況の悪化により事業を廃止、もしくは会社を解散した経験を有する創業者で、廃止・解散の日から5年を経過していない方	外国法人(新たに設立されるものを含む)と経営を実質的に支配していると認められる中小企業者
保証限度額	2億円	1,000万円(創業関連保証と合算して)	2億円
対象資金	事業資金	事業の実施のために必要となる運転資金・設備資金	中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金 は、当該中小企業者の行う事業の振興に必要なものに 限ります
保証期間	根保証:1年間 個別保証:1年以内	10年以内	1年以内
信用保証料率	年0.85%	年0.70%～年0.95%	年0.50%～年2.20%
担保・保証人	法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 申込人の有する流動資産のみを担保として提供して いただきます。個別保証の場合は、売掛債権のみを 担保として提供していただきます。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 担保は不要です。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 担保は、必要に応じ徴求させていただきます。

保証制度名	事業再生保証制度	事業再生円滑化関連保証
保証の対象者	民事再生手続または会社更生手続を申し立てた中小企業であって、再生・更生計画認可後3年が経っていない、かつ計画を完遂していない中小企業者	特定認証紛争解決手続または中小企業再生支援協議会の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする中小企業者
保証限度額	2億円	2億8,000万円
対象資金	①原材料購入費用 ②商品仕入費用 ③商品生産に係る労務費・経費 ④設備の増強、改良、補修等の費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息弁済費用 ⑦金銭債権弁済費用	①原材料購入費用 ②商品仕入費用 ③商品生産に係る労務費・経費 ④設備の増強、改良、補修等の費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息弁済費用 ⑦少額債権弁済費用
保証期間	10年以内	10年以内
信用保証料率	年2.20%	年2.20% (特別小口保険の対象者は年0.80%)
担保・保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 担保は、必要に応じ徴求させていただきます。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 担保は、必要に応じ徴求させていただきます。

※制度の詳細な内容等につきましては、当協会の本店・各支店へお問い合わせください。